

令和8年度におけるチッソ株式会社に対する支援措置の執行について(案)

令和 8 年 月 日

チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議（幹事会）

確認事項

1. チッソ株式会社において、令和 8 年度に「可能な範囲」の金額は、
0円 となること。
2. チッソ株式会社に対する支払猶予等相当額については、
536, 605, 467円 となること。
3. 国庫補助金及び特別な県債等
2. に掲げる支払猶予等相当額は、次のとおり国庫補助金及び特別な県債により手当てし、端数はチッソ株式会社の負担とする。

国庫補助金	<u>429, 284, 372円</u>
特別な県債（財政融資資金引受）	<u>106, 000, 000円</u>
端数（チッソ（株）負担）	<u>1, 321, 095円</u>